

高齢者在宅福祉 サービスのてびき



令和6年4月
(2024年)

～ 目 次 ～

(1)	日常生活用具の給付や貸与	2
(2)	高齢者用電話の設置	3
(3)	緊急通報システム	4
(4)	人感センサー	5
(5)	寝具乾燥消毒サービス	7
(6)	家族介護用品の給付	8
(7)	みまもりあいステッカー・みまもりあいアプリ	8
(8)	家具等転倒防止器具設置助成	10
(9)	成年後見制度利用支援	11
(10)	障害者控除対象者認定	12
(11)	高齢者訪問理美容サービス	13
(12)	救急医療情報キット配布	14
(13)	はり・きゅう・マッサージクーポン券	15
(14)	通院困難者タクシークーポン券	16
(15)	街かどデイハウス	17
(16)	高齢者・介護家族電話相談事業	18

(高齢者サポートダイヤル)

※申請後に市の担当者からご連絡させていただく場合がありますので、その際には
訪問調査の調整や生活状況の聞き取り等にご協力をお願いいたします。

お問い合わせ・申請窓口

基幹型地域包括支援センター

泉町1-3-40 吹田市役所内 低層棟1階 高齢福祉室内
 TEL06-6384-1360 FAX06-6368-7348
 TEL06-6384-1375

申請窓口

地域包括支援センター名称	担当地域	所在地
吹一・吹六	寿町・中の島町・西御旅町・東御旅町 内本町・元町・朝日町・川岸町 清和園町・南清和園町	内本町 2-2-12 内本町コミュニティセンター内
吹三・東	高浜町・南高浜町・昭和町・高城町 末広町・日の出町・川園町・吹東町 幸町・南正雀・平松町・目俵町	幸町 22-5 特別養護老人ホームハピネスさんあい内
片山	片山町・原町2・出口町・藤が丘町 朝日が丘町・山手町・上山手町・天道町	山手町 1-1-1 吹田特別養護老人ホーム高寿園内
岸部	岸部北・岸部南・岸部中・岸部新町 原町1、3、4・芝田町	岸部北 1-24-2 介護老人保健施設ウエルハウス協和内
南吹田	泉町・西の庄町・金田町・南金田 南吹田・穂波町	穂波町 21-23-103
豊津・江坂	垂水町・江坂町1～4・豊津町 江の木町・芳野町・広芝町	江坂町 4-20-1 特別養護老人ホームエバークリーン内
千里山東・佐井寺	千里山霧が丘・千里山星が丘 千里山虹が丘・千里山月が丘 千里山松が丘・千里山高塚・千里山東 竹谷町・佐井寺・佐井寺南が丘	千里山高塚 2-1-1
千里山西	千里山西・千里山竹園・春日・円山町 江坂町5	千里山西 1-41-15 コート千里山西Ⅲ
亥の子谷	山田東1・山田西1・山田南 五月が丘東・五月が丘西 五月が丘南・五月が丘北	山田西 1-26-20 亥の子谷コミュニティセンター内
山田	山田東2～4、山田西2～4・山田北	山田東 2-31-5 グループホームたんぽぽ内
千里丘	樫切山・山田市場・尺谷・長野東 長野西・千里丘上・千里丘中・千里丘下 千里丘西・千里丘北・新芦屋上 新芦屋下・清水・青葉丘南・青葉丘北	長野東 12-32 ケア21千里丘内
桃山台・竹見台	津雲台1・桃山台・竹見台	津雲台 1-2-1 千里ニュータウンプラザ 5階
佐竹台・高野台	佐竹台・高野台	佐竹台 2-3-1 特別養護老人ホーム青藍荘内
古江台・青山台	古江台・青山台	古江台 3-9-3 ケアハウスシャロン千里内
津雲台・藤白台	津雲台2～7・藤白台・上山田 千里万博公園・山田丘	津雲台 4-7-2 介護老人保健施設つくも内

(1) 日常生活用具の給付や貸与

対象

吹田市に居住し、おおむね65歳以上で、寝たきりやひとり暮らしなどの状況で日常生活に不自由や不安がある方が対象となります。

内容

日常生活を過ごすために役に立つ用具の給付や貸与を行っています。

品目ごとに利用できる方の要件や限度額（超過分は、自己負担となります）が決められています。

購入や貸与をする前に、申し込み手続きが必要です。（緊急通報装置、人感センサー及び高齢者用電話を除く用具の申請には、見積書を添付していただく必要があります）

品目	区分	利用できる方の要件 ◇内容など	限度額
電磁調理器	給付	心身機能の低下に伴い、防火等の配慮が必要なひとり暮らしや高齢者世帯 ◇電磁気で加熱できる調理器と鍋一式	28,000円
火災警報器	給付	心身機能の低下に伴い、防火等の配慮が必要な低所得のひとり暮らしや寝たきりなどの不自由な方がいる高齢者世帯 ◇火災を感知し、音や光で、屋内外に通報するもの ◇日本消防検定協会が行う鑑定に合格したもの（NSマーク付）	15,500円
自動消火器	給付	心身機能の低下に伴い、防火等の配慮が必要な低所得のひとり暮らしや寝たきりなどの不自由な方がいる高齢者世帯 ◇下方噴出型簡易自動消火装置で（財）日本消防設備安全センターが行う性能評定に合格したもの（住宅防火安心マーク付）	45,000円
高齢者用電話	貸与	『高齢者用電話の設置』の欄を参考にしてください。（3ページ）	
緊急通報装置	給付	『緊急通報システム』の欄を参考にしてください。（4ページ）	
人感センサー	給付	『人感センサー』の欄を参考にしてください。（5ページ）	

費用

生計中心者の市町村民税額に応じて、限度額内でかかる費用のうち、自己負担（下記参照）が必要となります。また、限度額内でかかる費用が自己負担を超えない場合は、当該費用が自己負担額となります。

自己負担額

生計中心者の当該年度分 市町村民税額（※）	自己負担額			
	火災警報器 自動消火器 高齢者用電話	緊急通報装置	人感センサー	電磁調理器
生活保護受給者 非課税又は 均等割のみ課税	0円	0円	0円	0円
1円以上 55,000円以下	費用の10% (1円未満の端数は切り上げ)	2,904円 (2台設置の場合は8,800円)	2,200円	費用の10% (1円未満の端数は切り上げ)
55,001円以上 80,000円以下	—	16,300円	16,300円	16,300円
80,001円以上	—	29,040円 (2台設置の場合は88,000円)	22,000円	全額 (助成なし)

※ 上の表の生計中心者の当該年度分市町村民税額について、4月から6月までは、生計中心者の前年度分の市町村民税額をもとに自己負担額が決まります。

(2) 高齢者用電話の設置

対象

吹田市に居住し、おおむね65歳以上で、現在、電話回線が整備されておらず、携帯電話を含む電話機をお持ちでなく、低所得で、ひとり暮らしの高齢者、又は、寝たきりなどで体の不自由な方がいる高齢者のみの世帯の方が対象となります。

内容

この電話は、日常生活の便宜をはかっていただくための「日常生活用具」の一つです。電話機をお貸しします。ご希望の場合は、あわせて緊急通報装置を給付します。（(3) 緊急通報システムの項目を参照）

費用

生計中心者の市町村民税額に応じて、設置の費用については、自己負担が必要となります。基本使用料は、市が負担します。（（１）日常生活用具の給付や貸与の項目の自己負担額の表を参照）

月々の通話料については自己負担となります。

（３）緊急通報システム

対象

吹田市に居住し、おおむね 65 歳以上で、次のいずれかの状態にある方が対象となります。

- ひとり暮らしの方
- 寝たきりなどで体の不自由な方がいる高齢者のみの世帯の方
- 家族が仕事などで、長時間、高齢者だけになり、不安がある方

（ おおむね 1 日 6 時間以上、1 週間 4 日以上 の就労が条件になります。
就労証明書や就学証明書（18 歳未満不要・形式自由）の提出が必要です。）

※ 緊急通報機器の設置には固定電話回線が必要です。「光回線」「ケーブルテレビ回線」を利用した電話機にも設置できます（一部方式を除く）ので、個別に御相談ください。

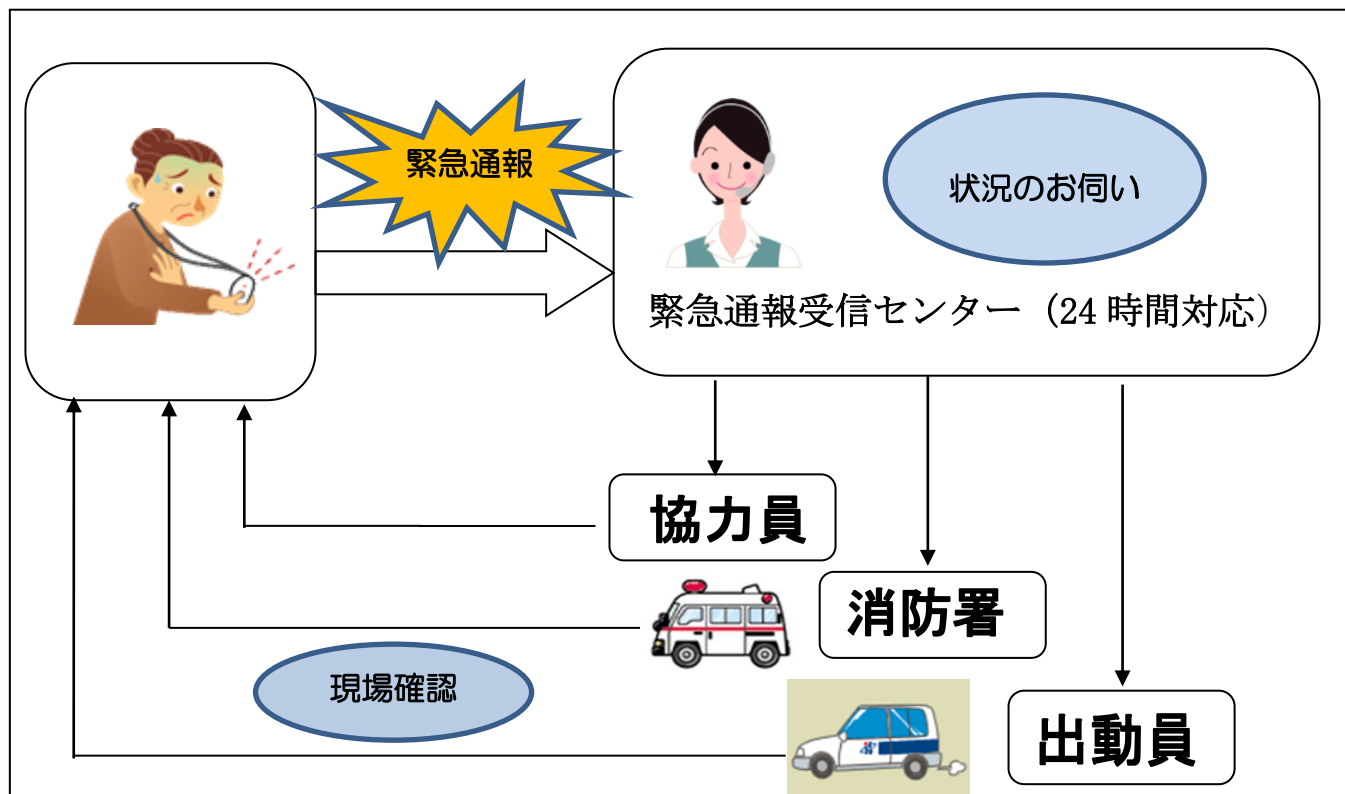
内容

病気などで緊急に通報が必要な時に、装置の非常ボタンあるいは、携帯用の非常ボタンを押すだけで、市が委託する業者の緊急通報受信センターへ通報できます。

その際、緊急通報受信センターのパソコン画面に利用者の情報が出るとともに、本体のスピーカーを通じて、緊急通報受信センターと通話ができ、必要に応じて、救急車や消防車が出動したり、委託業者の緊急要員が出動します。あらかじめ登録された近所の協力員に連絡して、様子などを見に行ってもらう場合もあります。また、利用者及び協力員の氏名、住所、電話番号については、利用者が居住する地域を担当する民生・児童委員へ情報提供し、地域での見守り活動と連携しています。

30日に1回の自動通報による緊急通報装置の動作確認と、定期的に携帯用装置の電池交換を委託業者が行います。

※ 住所変更や装置が必要なくなった場合は、利用者情報を変更・消去するため、高齢福祉室まで申し出てください。



費用

装置を設置するには、生計中心者の市町村民税額に応じて、給付にかかる費用の負担が必要となります。(3ページの(1)日常生活用具の自己負担額の緊急通報装置の欄を参照)

(4) 人感センサー

対象

本市の緊急通報システム利用者のうち、緊急連絡先の親族が遠方に在住しており、緊急時の対応に公共交通機関を利用して概ね2時間以上を要する方で、次のいずれかの要件を満たす方が対象となります。(自宅の合鍵を市が委託する事業者に預託しますので、利用者及び緊急連絡先である親族の方が鍵の預託や返却について同意・確認いただく必要があります。)

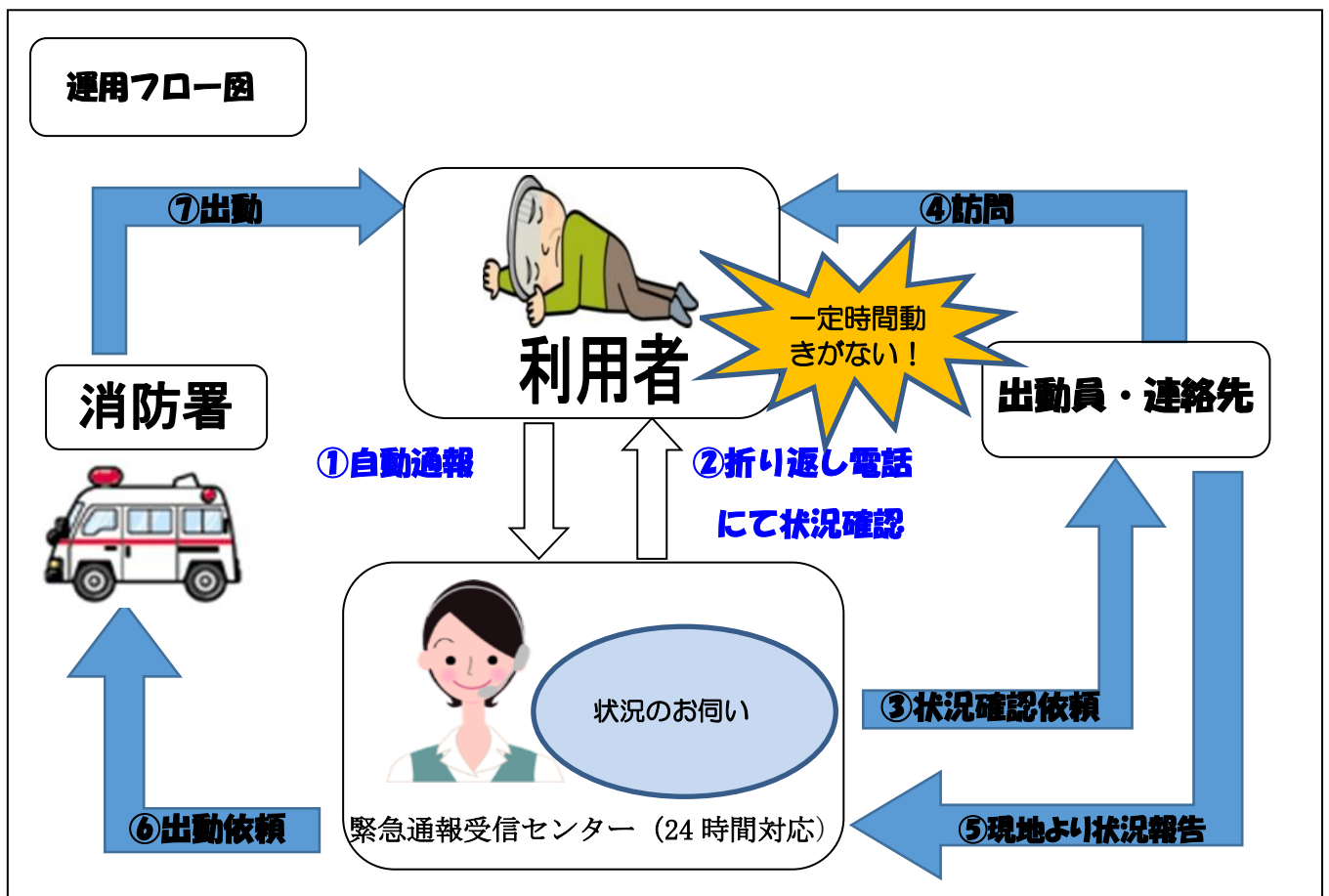
- ひとり暮らしで心疾患、脳血管疾患等の持病があり、意識消失の恐れがある方
- どちらか一方がねたきりの高齢者世帯

内 容

自宅に既設されている又は同時に設置する緊急通報装置に人感センサーを連動するように設置します。

人感センサーから出る赤外線センサーが一定時間(24時間)動きを感知しないとき、市が委託する業者の受信センターへ自動通報が入り、折り返し電話にて状況を確認します。必要に応じて、あらかじめ登録された緊急連絡先に連絡したり、委託業者の緊急要員が出動します。救急車や消防車へ出動を依頼する場合があります。また、鍵預かりを必須とし、あらかじめ自宅の合鍵を委託業者へ預ける必要があります。(お預かりした鍵については、委託業者が厳重に保管します。)緊急通報装置の動作確認に合わせて、人感センサーの定期点検を委託業者が行います。

※ センサーが必要なくなった場合は、委託業者がセンサーを撤去する必要がありますので、高齢福祉室まで申し出てください。



費用

装置を設置するには、生計中心者の市町村民税額に応じて、給付にかかる費用の負担が必要となります。

(3 ページの(1)日常生活用具の自己負担額の人感センサーの欄を参照)

(5) 寝具乾燥消毒サービス

対象

吹田市に居住し、おおむね 65 歳以上で、ひとり暮らしや高齢者世帯であり、寝たきりなどの状態で寝具を干すことが困難な方が対象となります。

内容

市の委託業者が家庭を訪問して、寝具一式（掛布団、敷布団、毛布等 4 枚まで）の乾燥消毒を月 1 回（年 10 回）行います。ただし、8 月と 1 月はありません。

費用

生計中心者の前年分所得税額に応じて費用の負担が必要です。

自己負担額（令和 6 年 4 月時点）

生計中心者の前年分所得税額（※）	自己負担額
生活保護受給者・非課税	0円
1 円以上 40,000 円以下	300円
40,001 円以上 70,000 円以下	600円
70,001 円以上	2,420円

※上の表の生計中心者の前年分所得税額について、1 月から 6 月までは、生計中心者の前々年分の所得税額をもとに自己負担額が決まります。

(6) 家族介護用品の給付

対 象

吹田市に居住し、要介護4又は要介護5で、おむつを使用している要介護者（2号被保険者を含む）を在宅で介護している家族（通いで介護している家族も含む）の方で、かつ、おむつ使用者及び対象者を含む家族全員が、市町村民税非課税世帯に属していることが対象条件となります。（生活保護を受給している世帯は対象外）

内 容

おむつを使用している要介護者を在宅で介護している家族に対して、おむつ、尿取りパッド、リハビリパンツ、使い捨てシート、使い捨て手袋、清拭用品と引き換えができる「給付券（上限 6,250 円分）」をお渡しします。高齢福祉室に登録している在宅介護支援相談薬局・薬店、介護用品店にて引き換えることができます。

- ・ 10日以前に申請された場合：申請された月分からの給付券発行となります。
- ・ 11日以降に申請された場合：申請の翌月分からの給付券発行となります。
（11日以降申請の場合は、翌月1日以降の発行になります。）

費 用

費用は無料です。

(7) みまもりあいステッカー・みまもりあいアフリ

対 象

65歳以上の高齢者又は介護保険第2号被保険者で本市に住所を有し、在宅で生活し、徘徊行動のおそれがある認知症の方で、次のいずれかに該当する方が対象となります。

- ・ 認知症の確定診断が出ている方
- ・ 認知症高齢者の日常生活自立度がⅡa以上の方
- ・ 今後、認知症の医療受診を検討している方

内 容

徘徊する高齢者等の方の衣服や持ち物に付けられる「みまもりあいステッカー」を配布します。高齢者が行方不明になったときに、発見者がステッカーに記載しているフリーダイヤルに電話をすると転送システムにより個人情報を保護した状態で、家族などと直接電話連絡ができます。徘徊する高齢者等の迅速な安全確保とその家族の精神的負担の軽減につなげるものです。

また、スマートフォン等のアプリ「みまもりあいアプリ」と連動することもでき、アプリをダウンロードした地域の協力者に、ステッカーを利用する徘徊等高齢者の情報を発信することで検索協力を依頼することもできます。

具体的な流れ



費用

初期費用（ステッカー代2,000円）及び初回の年間利用料（3,600円）については市が負担します。利用開始から1年経過後も、利用の継続を希望される場合は、以降の年間利用料は利用者の負担となります。

(8) 家具等転倒防止器具設置助成

対象

吹田市に居住する市町村民税非課税世帯又は生活保護世帯であって、65歳以上の高齢者のみで構成される世帯で介護保険の要支援・要介護と認定された高齢者を含む世帯、または、重度障がい者と65歳以上の高齢者で構成される世帯が対象となります。

内容

転倒防止器具を自力で取り付けできない上記対象世帯に対し、転倒防止器具の設置費用を助成します。

対象家具・器具

① 対象家具

タンス・食器棚・本棚・テレビ・冷蔵庫等で、特に限定はありません。

ただし、対象家具の台数は5台までです。

② 対象器具

L字型金具、ポール式器具など



助成額

① 市町村民税非課税世帯

設置費 5,000円を限度に助成します。

② 生活保護を受けている世帯

設置費及び材料費 各5,000円を限度に助成します。

自己負担

対象器具の購入は自己負担になります。(生活保護を受けている世帯を除く)

器具の取り付け

器具の取付けは、市の指定業者が行います。

※ 生活保護受給世帯については、材料費の見積書が必要になります。

※ 申請時には必ず印鑑(認印)をお持ちください。

(9) 成年後見制度利用支援

認知症などで判断能力が十分でない65歳以上の高齢者の方のうち、財産の管理や重要な法律行為などを自分ですることが困難なため、後見人などが必要であるにもかかわらず、配偶者および4親等内の親族がいない方（3親等・4親等の親族に審判請求をする者の存在が明らかでない場合は2親等内）、または、親族がいても音信不通などの状況で申立ての手続きの困難な方に対し、市が家庭裁判所に審判の申立てをします。

また、生活保護受給者や、それに準ずる方で、申立て費用等の捻出が困難と認められる高齢者について、申立て費用や報酬を一部助成します。

● 申立て費用

対象

申請日時点で吹田市に住民票があり、かつ吹田市に居住する方（本市の措置等により市外の施設に入所している方を含む）で、認知症などで判断能力が十分でない65歳以上の高齢者、または認知症高齢者等と同居している4親等内の親族であって、かつ弁護士、司法書士、社会福祉士、その他親族以外の専門職（医療、福祉、介護、法律、行政関係の資格所持者であり、専門的な知見を活かして成年後見人等の業務を果たせる者。）、それらの専門職が含まれる法人を成年後見人等として申立てる方で、次のいずれかに該当する方

- ①生活保護法第6条第1項に規定する被保護者
- ②助成限度額を支払うことにより、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者になると認められる方で市の定める預貯金その他の資産に係る基準を満たす方

限度額

後見開始の審判等の請求に要する収入印紙及び郵便切手の購入に係る費用並びに鑑定料（100,000円を限度）とする

● 後見人等の報酬費用

対象

申請日時点で吹田市に住民票があり、かつ吹田市に居住する方（本市の措置等により市外の施設に入所している方を含む）で、上記専門職の成年後見人等を付された65歳以上の高齢者であって、次のいずれかに該当する方

- ①生活保護法第6条第1項に規定する被保護者
- ②助成限度額を支払うことにより、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者になると

認められる方で市の定める預貯金その他の資産に係る基準を満たす方

限度額

在宅の助成対象者/月額28,000円 その他の助成対象者/月額18,000円

※ただし、申請日時点において市外の施設や医療機関に入所、入院等しており、吹田市内に居住している実態が認められない高齢者については対象外となります。

(10) 障害者控除対象者認定

障害者控除

障がい者手帳又は療育手帳をお持ちの方又は扶養している方については、所得税・市府民税において障害者控除又は特別障害者控除を受けることができます。※ 非課税の方については控除を受ける必要はありません。

対象

吹田市に居住し、障がい者手帳・療育手帳をお持ちでない方で、65歳以上の要介護認定を受けている方などが申請の対象となります。

その心身の状態（寝たきり、認知症、身体の障がいの程度が障がい者に準じ
る方など）により障害者・特別障害者控除を受けられる場合があります。

※ 市が調査した上で、控除対象者には「障害者控除対象者認定書」を交付
します。

内容

障がいの程度により障害者控除は、次の2種類に分けられ、それぞれで所得控除額が異なります。

障がい者	知的障がい者（軽度・中度） に準ずる	身体障がい者（3級～6級） に準ずる
特別障がい者	知的障がい者（重度）に準 ずる	身体障がい者（1級、2級） に準ずる
	ねたきり高齢者	

控除額

区分	所得税の所得控除額	市府民税の所得控除額
障害者控除	27万円	26万円
特別障害者控除	40万円	30万円

※ 対象者認定に関する調査については、介護保険認定申請の調査結果を利用します。
また、状況によっては改めて訪問調査を行ったり、電話による聞き取り調査を行うこともあります。

(11) 高齢者訪問理美容サービス

対象

吹田市に居住し、在宅で生活するおおむね65歳以上の高齢者で、介護保険の要介護3から要介護5に該当し、自力又は介助により理髪店又は美容院を利用することが困難な方が対象となります。

内容

サービス提供店（理髪店または美容院）の出張費用に充てることができる利用券（2,000円/回）を交付します。申請時期により枚数は異なります。

申請期間	交付枚数
4月1日～6月10日	4枚
6月11日～9月10日	3枚
9月11日～12月10日	2枚
12月11日～3月10日	1枚

※ 利用者は、市から委託を受けたサービス提供店に直接連絡して、利用日時などを調整してください。サービス提供店が、家庭を直接訪問して、理髪又は美容を行います。

費用

サービスの提供を受けた利用者は、理髪又は美容に要した実費を負担します。

(12) 救急医療情報キット配布



対 象

吹田市に居住しているおおむね 65 歳以上の高齢者のうち、次のいずれかの状態にある方が対象となります。

- ひとり暮らしの方
- 高齢者のみの世帯
- 日中、一人になることがある方

内 容

ひとり暮らしの高齢者等の安心・安全を確保するため、かかりつけ医や持病などの医療情報、緊急連絡先などの情報を専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておくことで、万一の緊急時に備えるものです。

「もしも…」のときに、かけつけた救急隊員がキットの情報を確認することで、適切で迅速な処置が可能となり、ご家族への連絡もスムーズに行えます。

下記申請窓口で申請書にご記入いただければ、キットをお渡しします。ご家族やご友人などによる代理申請も可能です。(委任状は不要です)

申請窓口

- 高齢福祉室
- 地域包括支援センター（市内 15か所）
- 山田、千里丘の各出張所

費 用

費用は無料です。



(13) はり・きゅう・マッサージクーポン券

対 象

吹田市に居住している75歳以上の高齢者のうち、クーポン券使用者及び対象者を
含む家族全員が市町村民税非課税世帯に属している方が対象となります。

内 容

市登録の施術所で保険適用外のはり、きゅう、又はあん摩、マッサージもしくは指
圧の施術を受けた際に使用できます。申請時期により交付枚数は異なります。

申 請 期 間	交 付 枚 数
3月 及び 4月	6 枚
5月 及び 6月	5 枚
7月 及び 8月	4 枚
9月 及び 10月	3 枚
11月 及び 12月	2 枚
1月 及び 2月	1 枚

年間の交付枚数は最大6枚です。

助成額

1回につき1,000円を助成します。

(14) 通院困難者タクシークーポン券

対象

吹田市に居住している65歳以上の高齢者のうち、要介護1以上の認定を受けている方で、かつ、クーポン券使用者及び対象者を含む家族全員が市町村民税非課税世帯に属している方が対象となります。(ただし、重度障がい者福祉タクシー利用券の交付を受けている方、特別養護老人ホーム等に入所している方、生活保護を受給している方は対象外です)

内容

市登録のタクシー業者で通院のためにタクシーを使用する際に使用できます。
申請時期により交付枚数は異なります。

申請時期に対するクーポン券交付枚数			
3月 及び 4月		24枚	
5月	22枚	10月	12枚
6月	20枚	11月	10枚
7月	18枚	12月	8枚
8月	16枚	1月	6枚
9月	14枚	2月	4枚

年間の交付枚数は最大24枚です。

助成額

1枚につき660円を助成します。

- (1) 乗車運賃660円未満の場合は、1枚使用することができます。
- (2) 乗車運賃660円以上の場合は、660円ごとに1枚使用することができます。

(15) 街かどデイハウス

対 象

吹田市に居住し、おおむね65歳以上で要支援・要介護認定を受けていない方及び基本チェックリスト該当者でない方、要支援認定を受けている方又は基本チェックリスト該当者で、介護保険サービス（住宅改修、福祉用具購入を除く）及び吹田市高齢者安心・自信サポート事業を利用していない方が対象となります。

内 容

市の補助を受けて民間の非営利団体が運営している施設（小規模で家庭的な雰囲気）で、少人数のグループで介護予防活動、体操、給食、レクリエーションなどのサービスを利用できます。

名称	住所	電話番号
街かどデイハウスいずみ	泉町5-25-11	06-4798-5866
吹田トンボマウル	出口町33-2	06-6337-8488
街かどデイハウスひまわり大阪	西御旅町1-14	06-6381-0270
街かどデイハウス照一隅	片山町3-31-12	06-6388-2145
ハナ・集いの家サラン	山手町1-7-3	06-6388-1555
街かどデイハウスきしべ	岸部北5-2-21	06-6821-9106

費 用

食事代などの費用負担（1日あたりの利用料と合わせて800円程度）が必要です。

(16) 高齢者・介護家族電話相談事業 (高齢者サポートダイヤル)

対 象

吹田に居住している方のうち、次のいずれかの方が対象となります。

- おおむね 65 歳以上の方
- 介護保険 2 号被保険者のうち、要支援・要介護認定を受けた方
- 上記の対象者を介護している家族など

内 容

夜間や休日など、地域包括支援センター開所時間外の相談に、専門の相談員が対応する電話相談事業です。

保健師、看護師、介護支援専門員等の資格を持つ専門の相談員が交代制で対応します。

相談時間帯

平日の場合は、午後 5 時 30 分～翌朝午前 9 時まで。土・日・祝日・年末年始の場合は、24 時間です。それ以外の時間帯については、地域包括支援センター（1 ページを参照）までご相談ください。

電話番号

フリーダイヤル にっこり老後のくらし
0120-256594

発行者

吹田市 福祉部 高齢福祉室 支援グループ

〒 564-8550

吹田市泉町1丁目3番40号

TEL 06-6384-1360

06-6384-1375

FAX 06-6368-7348

*文中の記載内容は、すべて発行日現在のものです。
変更する場合がありますのでご了承ください。